公益財団法人山梨県スポーツ協会寄附金取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山梨県スポーツ協会(以下「本協会」という。)が寄附者から金銭(以下「寄附金」という。)の給付を受ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 一般寄附金

本協会が使途を特定せずに募金活動を行うことにより受領した寄附金又は寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金

(2) 特定寄附金

本協会が使途を特定して募金活動を行うことにより受領した寄附金又は寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ使途を特定した寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

- 第3条 本協会は、常時一般寄附金を募ることができる。
- 2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄附金の募集)

- 第4条 特定寄附金を募集するときは、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他必要な事項を説明した書面を作成し、募金の依頼をしなければならない。
- 2 特定寄附金は適正な募集に係る経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的 事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、 適正な募集経費は募集総額の10%以下でなければならない。

(領収書等の送付)

- 第5条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び領収書を寄附者 に送付しなければならない。
- 2 前項の領収書には、寄附者名、寄附金額、その受領年月日及び本協会への寄附金である旨を記載するものとする。

(寄附金に係る結果の報告)

第6条 本協会は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決 算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。た だし、ホームページ上の公開に代えることができるものとする。

(受領の制限)

- 第7条 寄附金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄 附金の受領を辞退しなければならない。
 - (1) 法令に抵触するときのほか、この法人の業務遂行上支障があると認められるとき及びこの法人が受入れるには社会通念上不適当と認められるとき。
 - (2) 第2条第1項第2号の特定寄附金について、その使途が定款第4条に定める公益 目的事業に資するものでないとき。

(情報公開)

第8条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等 に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及 び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第9条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(補則)

- 第10条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。
- 附 則 この規程は、公益財団法人山梨県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。